

現 場 説 明 書

工事名 令和 6 年度（繰越）西表石垣国立公園竹富島博物展示施設排水設備等長寿命
化改修工事【再度公告】

1. 工事請負契約書案について

(1) 第 7 条（下請負人の通知）関係

受注者は、下請負人に請け負わせようとする時は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）の規定により、あらかじめ、当該下請負人の商号又は名称その他（下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含む）を所定の様式により通知すること。

(2) 第 9 条（監督職員）関係

第 5 項の設計図書に定める書面は、次のとおりとする。

- ① 変更見積書
- ② 工事請負変更契約書
- ③ 前払金請求書及び前金払に係る保証証書（中間前金払の場合を除く。）
- ④ 既済部分代金請求書
- ⑤ 完済部分代金請求書
- ⑥ 完成代金請求書

(3) 第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）関係

第 1 項の規定により現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を通知するときは、所定の様式に経歴書を添付して、契約締結後 14 日以内に提出すること。

なお、主任技術者又は監理技術者は、受注者が本工事の競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

(4) 第 18 条（条件変更等）、第 19 条（設計図書の変更）、第 20 条（工事の中止）、第 22 条（受注者の請求による工期の延長）関係

第 18 条第 1 項の規定により監督職員に通知する場合には、単に事実関係のみでなく、設計図書の修正等に必要な資料、図面等を添付すること。

また、工程に変更が生じる場合には、受注者は標準仕様書に基づき、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。なお、工程の変更理由が以下の i)～v) に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議すること。

- i) 監督職員が承諾した実施工程表の工事工程の条件に変更が生じた場合
- ii) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- iii) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- iv) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- v) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(5) 第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）関係

① 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が 2 月以上ある場合に行う。

② 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライド請求があった日から起算して 14 日以内で、発注者と受注者が協議して定める日において総括監督員又は主任監督員が確認する。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めない。

(6) 第 30 条（不可抗力による損害）関係

- ① 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ② 1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。

(7) 第35条（前払金）関係

- ① 受注者は、請負代金額が1000万円以上で、かつ、工期が150日以上、かつ、入札説明書の支払条件において中間前払金を選択できる場合に限り、中間前払金と既済部分払のいずれかを選択することができる。
また、その選択結果については、契約締結時まで申し出ること。
- ② 中間前払金を選択した場合には、監督職員の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。
- ③ 認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、おおむね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面（現場搬入の検査済材料を含む。）でも2分の1以上である場合に行うものとする。
- ④ 本工事は、予決令第86条に規定する調査を受けたものとの契約については「低入札価格調査制度の調査対象契約における契約保証及び前払金の額について」（平成26年1月10日付け環境会発第1401102号、最終改正 平成28年12月16日付け環境会発第1612161号）に基づき、別冊工事請負契約書第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、工事請負契約書第35条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、工事請負契約書第35条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に変更する。

なお、本措置の対象となった場合においても、中間前払金及び部分払は引き続き請求することができる。

(8) 第36条（保証契約の変更）関係

- ① 第35条第6項の規定により前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下回らない額とする。
- ② 受注者は、第3項の保証事業会社への通知により保証事業会社から保証期限変更通知書が送付されたときは、その写し1部を発注者に提出すること。

(9) 第57条（火災保険等）関係

火災保険等の付保の要否 要

2. 指導事項について

- (1) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条

件等の改善等に努めること。

(2) 建設業退職金共済制度は、次のとおり取り扱うものとする。

① 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る退職金ポイント（以下「ポイント」という。）又は退職金共済証紙（以下「証紙」という。）を購入するとともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を、電子申請専門サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に適正に報告し、又は当該労働者の退職金共済手帳に証紙を貼付すること。

② 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係るポイント又は証紙を併せて購入すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入及び掛金納付を促進すること。

③ 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を、電子申請方式の場合は工事契約締結後 40 日以内、証紙添付方式の場合は工事契約締結後 1 か月以内に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、機構の電子申請専用サイトで発行される掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。

なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係わる収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及びポイント又は証紙の購入予定時期を書面（電磁的記録に記録されたものを含む。以下同じ。）により申し出ること。

④ 受注者は、③の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、③の申出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

⑤ ポイント又は証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

⑥ 建退共制度に加入していない建設業者、ポイント又は証紙の購入又は機構への報告若しくは証紙の貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

⑦ 下請業者の規模が小さく建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(3) 工事請負契約書第 10 条第 1 項により工事現場に設置される現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、工事請負契約書に規定されている権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使する。た

だし、以下に掲げる期間で、工事請負契約書第 10 条 3 項に定める「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される」場合に該当するものとして、請負契約の締結後に監督職員と協議して期間を定めた場合は、その期間については現場代理人の工事現場における常駐を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
 - ② エレベーター等の工事において、工場製作のみが行われている期間
 - ③ 工事完成後、検査が終了した日（発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日をいう。）の翌日以降の、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - ④ その他、発注者が認める期間
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定により、受注者が工事現場に置かなければならない主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (5) 主任技術者及び監理技術者が専任の者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事する者をいう）でなければならない場合の扱いは、次の通りとする。
- ① 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の i) ～viii) の要件を全て満たさなければならない。
 - i) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ii) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - iii) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - iv) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - v) 特例監理技術者が兼務できる工事は石垣市及び竹富町地域内の工事でなければならない。
 - vi) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - vii) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - viii) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、① i) ～viii) の

事項について確認できる書類を提出すること。

- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。。

- ④ 主任技術者又は監理技術者は、次の i) から iv) の期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、工事現場への専任を要しない。

i) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議して定める。

ii) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

iii) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

iv) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

- ⑤ 技術者の技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で、専任で配置する主任技術者又は監理技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて、現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、発注者の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

- (6) 建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取り扱いについては以下の通りである。なお当該規定については監理技術者には適用されないことに留意すること。

① 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合も含まれうると判断して差し支えない。

② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

- (7) 受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、当該建設工事に関し建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去 5 年以内に受講した者のうちから選任すること。選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証及び講習修了を証するものを提示すること。

- (8) (4)～(7)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(9) 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が当該事務所管内で入札日から過去2年以内に完成した工事又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理及び安全管理に関し、指名停止又は官庁営繕部長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

(10) 低入札価格調査制度調査対象工事については、次のとおり取り扱うものとする。

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化として次の業務を行うこと。

- ① 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング
 - 1) 受注者は、総括監督員の求めに応じて、施工体制台帳を総括監督員に提出する。
 - 2) 1)の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じること。
- ② 施工計画書の内容のヒアリング

標準仕様書（※1）に基づく施工計画書を提出する際に、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じること。

（※1）標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した次のものをいう。
なお、標準仕様書は国土交通省のホームページよりダウンロードすることができる。

公共建築工事標準仕様書

・建築工事編

公共建築工事標準仕様書

・電気設備工事編、機械設備工事編

公共建築改修工事標準仕様書

・建築工事編

公共建築改修工事標準仕様書

・電気設備工事編、機械設備工事編

公共建築木造工事標準仕様書

建築物解体工事共通仕様書

(11) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 九州地方環境事務所が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④ 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(12) 工事の下請負について

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 受注者が、工事の施工において総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- ② 下請負人が九州地方環境事務所長から工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成 13 年 1 月 6 日付け環境会第 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

(13) 大型貨物自動車等による過積載等の防止については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ③ 建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請負人及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし柵装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律 131 号）（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- ⑤ さし柵装着車、不表示車等が工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ⑥ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- ⑦ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑧ ダンプ規制法の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑨ 下請負人又は資材納入業者を選定するに当たっては、業者に関し大型貨物自動車等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者又は交通安全に関する配慮に欠ける者を発生させた者を排除すること。

⑩ ①～⑨について、下請負人に指導すること。

(14) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年 6 月 14 日法律第 35 号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

3. 現場及び技術に係わる事項について

(1) 共通事項

① 工事関係図書等に関する業務効率化

- 1) 本工事は、受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。
- 2) 工事関係図書等の提出一覧は監督職員の指示による。
- 3) 工事関係図書等の作成については、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」に関して、省略可能な書類に係る協議をするものとする。また、協議の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。

4) 工事書面の取扱い

設計図書（図面、標準仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受発注者間の手続（以下、「書面手続」という。）の方法は、原則として（a）による。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合（b）による。

(a) オンラインによる場合

書面手続は、押印を省略し、電子メール等を利用する。

- i) 工事着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。
- ii) 電子メールの送信は、原則として、i) で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。
- iii) 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが i) で共有したものと同一であるか確認すること。
- iv) ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、i) で共有した者の間で、監督職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

(b) オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する。

ただし、工事着手後の面談等における受発注者相互の本人確認以降、受発注者間の定例会議・面談等において提出される書面については、押印の省略にあたって責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

(c) その他

(イ) (a) で用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。

(ロ) 検査は、書面手続に電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで行う。

② ワンデーレスポンス

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- 1) ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
- 2) 実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- 3) 工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

③ 情報管理体制の確保

- 1) 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、発注者が別途提示する様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。
- 2) 受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。
- 3) 受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、施工中・施工後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

④ 図面等の情報の適正な管理

- 1) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書及び標準仕様書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。
 - i) 発注者の承諾無く、図面等の情報を工事の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - ii) 工事の履行のための下請負人等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - iii) 図面等の情報の送信又は運搬は、工事の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - iv) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

- v)発注者が貸与する図面等の情報（例えば、既存建物の図面、C A Dデータ等）については、業務又は工事の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- vi)契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- 2) 図面等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- 3) 上記 1)を踏まえ、契約終了後においても図面等の情報が適正に管理され、流出することのないよう必要となる措置を講ずる。また、上記について、契約終了後に生じた情報漏洩についても対象とする。
- 4) 上記 1)から 3)は、下請負人等による図面等の情報の管理についても対象とする。
- 5) 図面等とは、次に掲げるもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - i)次に該当する図面、特記仕様書等
 - ・ 工事の契約に係る設計図書
 - ・ 工事の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの
 - ii)工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書（未完成の図書を含む）
 - iii)完成図（未完成の図書を含む）
 - iv)工事完成写真
- ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の作成等
 - 1) 工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した施工体制台帳及び作業員名簿を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し、監督職員に提出する。（建設業法第 2 4 条の 8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 1 5 条第 1 項）
 - i)建設業法第 2 4 条の 8 第一項及び建設業法施行規則第 1 4 条の 2 に掲げる事項
 - ii)安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
 - iii)一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
 - 2) 建設業法に基づく施工体系図を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に施工体系図の掲示を行うこと。（建設業法第 2 4 条の 7 第 4 項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 1 5 条第 1 項）
 - 3) 建設業許可を受けた建設業者（下請負人を含む）は建設業法に基づく標識を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第 4 0 条、同規則第 2 5 条）
- ⑥ 作業員等
 - 1) 作業員には監督職員が認めた腕章等を着用させる。
 - 2) 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む。）及び受注者の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写

真及び所属会社名の入った名札を着用させるものとする。

⑦ 関係法令等の遵守

関係法令（条例を含む。）の改正等により、工事内容が法令等に抵触するおそれがあることを認識した場合には、その対応について、監督職員と協議する。

⑧ 工事写真

- 1) 工事写真（原本及びアルバム）については、原則デジタル写真とし、仕様は「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」によるものとする。
- 2) 工事写真の提出は、原則「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を監督職員に提出する。

⑨ 施工中の安全確保

- 1) 施工中の安全確保については、関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事等編（令和元年国土交通省告示 4 9 6 号）」及び「建築工事安全施工技術指針（平成 2 7 年 1 月 2 0 日国営整第 2 1 6 号）」によるものとする。

受注者は、工事の着手に先立ち工事安全計画を作成し、施工計画書に記載するほか、必要となる関係書類を添付して監督職員に速やかに提出する。

i) 工事安全計画の内容は次による。

- (a) 安全に関する現場組織体制（下請負契約が未了の場合は、契約完了後に当該部分を追加する。）
- (b) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）の項目ごとの安全対策又は安全対策案（当該工事に関係しない項目は除く。）

ii) 工事安全計画に変更が生じた場合は、その内容を監督職員に提出する。

iii) 監督職員との協議により、必要に応じて、工事安全計画に基づく安全対策の実施状況について工事写真等を監督職員に提出する。

- 2) 足場の組立て・変更時等の点検は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成 2 4 年 2 月 9 日付け 基安発 0 2 0 9 第 2 号、一部改正 平成 2 7 年 5 月 2 0 日付け 基安発 0 5 2 0 第 1 号）」※²に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行い、足場の安全確認に関する看板を設置する。

なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者が含まれる。

i) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）

第 1 9 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

ii) 法第 8 1 条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第 8 8 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

iii) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記 i) 又は ii) に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

※ 2) 推進要綱は、以下、厚生労働省のホームページよりダウンロードすることができる。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

- 3) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保のための対策について、監督職員に報告する。
 - 4) 墜落制止用器具の着用について
労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
 - 5) はつり作業等を行う場合は、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。また、穿孔機器を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知機により電源供給を停止できる付属装置を用いて施工すること。なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち会わせる。
 - 6) 解体作業を行う場合は、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成 15 年 7 月 3 日国土交通省総合政策局長及び住宅局長）」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じる。
 - 7) 次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、対応する。費用については別途とする。
 - 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
 - ドライミスト
 - 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置
 - 8) 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業について鉛等有害物質を含有する塗料の劣化状況により、塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合は、鉛中毒予防規則関係法令を遵守する。
- ⑩ 施工中の環境保全等
- 1) 騒音、振動、粉じんの発生が予想される工事等、執務に支障のある作業や周辺住民への配慮を必要とする作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、必要な対策を講ずる。
 - 2) 本工事において、環境省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則り、グリーン購入法基本方針、特定調達品目「公共工事」の「建設機械」の建設機械を使用する場合や、「工法」の工法を採用する場合は、グリーン購入法に係る判断の基準を満たすものとする。なお、排出ガス対策型建設機械については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したもの

を使用する。

- 3) 本工事において、低振動型建設機械を採用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年建設省告示第 1 5 3 6 号、最終改正平成 1 3 年 4 月 9 日国土交通省告示第 4 8 7 号）」に基づき国土交通大臣が型式指定を行った建設機械を使用するものとする。
- 4) ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用について
 - i) 本工事現場で使用し、又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、各都道府県等の定めるディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。
 - ii) 本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
 - iii) 本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
 - iv) 取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
 - v) 資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。
- 5) 本工事の施工にあたっては周辺の自然環境に影響を及ぼさないよう留意すること。総合施工計画書または工種別施工計画書に自然環境に配慮した工法を記載することとし、監督職員の承諾を受けること。

⑪ 材料

1) 環境への配慮

- i) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号。以下「グリーン購入法」という。）」に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 3 年 2 月閣議決定。以下、「グリーン購入法基本方針」という。）」に定める特定調達物品等（2 2 分野 2 8 2 品目）について、環境省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則り使用する。なお、特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。特定調達物品等以外の環境物品等についても環境への負荷の少ない物品等の使用に努める。
- ii) グリーン購入法基本方針における特定調達品目「公共工事」の配慮事項（資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。）に留意する。

2) 木材の選定について

木材の選定においては、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第 1 条（目的）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用推進本部決定）」第 1（建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向）の趣旨を踏まえる。

3) ゴム製品等の品質確認等

- i) 受注者は、ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料（以下「ゴム製品等」という。下表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（ニッタ化工品（株）又は東洋ゴム化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

表

ゴム製品等※	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム、ゴム製軸継手、産業機械用空気ばね
ゴム引布	基布入シート、基布入シート加工品
ガス計量膜	
配管用ゴムジョイント	
ゴムシート	
ライニング	
透水性マット	
芝保護材	
道路資材	車止め（ガードコーン）、視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的なゴム製品等の例

（参考）ニッタ化工品(株)の製品情報 <https://www.nitta-ci.co.jp/>

- ii) ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の履行の追完が免責されるものではない。

⑫ 施工

1) 技能士

本工事に必要な工事作業及びその作業に従事する職種について適用する。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。

2) 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。ただし、当該施工が少量となる場合等は、この限りでない。

⑬ 地域外からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等の適用

- 1) 本工事は、地域外からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する工事である。

なお、以下の地域外から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。

（変更対象項目）

共通仮設費：準備費（借上費）、宿舍費（宿泊費、労働者送迎費）

現場管理費：労務管理費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・

通勤等に要する費用)

2) 受注者は、契約締結後に地域外からの労働者の確保に係る経費が必要になった場合において、「変更対象項目に対する実施計画書(様式1)」及び、地域内からの労働者が確保できないとする関係団体等からの証明書(監督員が指示する場合。)を事前に監督員に提出し、該当工種の現場が着手するまでに監督員との協議を終了していなければならない。

3) 変更対象項目について労働者確保の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書(様式2)」及び、金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料(以下、「根拠資料」という。)を監督員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

4) 受注者は、「変更対象項目に対する実績報告書(様式2)」及び「根拠資料」を監督員が指定する期日までに、毎月提出しなければならない。

5) 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書(様式2)」及び「根拠資料」において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書(様式2)」及び「根拠資料」において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、労務管理費用については現場管理費率に含まれていることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

6) 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(2) 施工条件等

① 材料の搬出入等

材料、撤去材及び建設機械の搬出入、材料置場等は、次に指定するものを除き、監督職員と協議により決定する。

材料、撤去材及び建設機械の搬出入口 (図示)

工事用車両の駐車場所 (図示)

資機材置場、仮設事務所設置場所 (図示)

② 構内既存施設の利用

工事用水 (利用できる。施工上必要最小限の利用にとどめること)

工事用電力 (利用できる。施工上必要最小限の利用にとどめること)

③ 工事支障物、近接施設等

支障物等名 (竹富島博物展示施設)

位置 (図示)

管理者 (環境省)

工事方法(保護等) ()

移設を行う場合の移設先 ()

作業時間 ()

(3) 工期・工程等

① 週休 2 日制試行対象工事

1) 本工事は、建設工事における週休 2 日制の試行対象工事である。

2) 週休 2 日の考え方

- i) 現場施工期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始 6 日間と夏季休暇 3 日間は除く。）。
- ii) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。
- iii) 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- iv) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3) 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休 2 日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- i) 建設工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- ii) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- iii) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- iv) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

4) 工事工程の共有

- i) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- ii) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- iii) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- iv) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

5) 現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

② 工事の一時中止に係る計画の作成

1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に關すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること及び工事現場の維持・管理に關する基本的事項を明らかにする。

2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(4) 発生材等

① 建設リサイクル法11条通知完了連絡書の送

受注者は、建設リサイクル法第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

② 廃棄物等の適正な取扱いの徹底等

1) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底する。また、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守するとともに、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守する。

2) 杭打ち、山留め工事においては「建設汚泥の再利用に関するガイドライン（平成18年6月12日国土交通省）」により、建設汚泥の発生量の抑制に努める。

③ 建設発生土の処理方法

近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督職員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。

搬出距離（10 km程度（海路6 km程度含む））

DID 区間（ なし ）

仮置場（ ）

(5) 提出図書等

① 官公署その他への届出手続等

建築基準法に基づく完了検査の必要な工事の場合、受注者は完了検査（中間検査を含む。）時には、官公署（建築主事等）が求める検査に必要な書類等（報告書等）

を用意する。

② 完成図等の提出

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

1) 完成図（施工図、施工計画書を除く。）

CAD データ（電子納品） 2 部

A3 版原図

A3 複写図（製本） 2 部

2) 施工計画書

A4 ファイル綴じ 1 部

3) 保全に関する資料（「建築物等の利用に関する説明書」を除く。）

A4 ファイル綴じ 2 部

4) 建築物等の利用に関する説明書

A4 ファイル綴じ 2 部

5) 施工図（次に示すものに限る。）

原図又はそれに代わる図

機器製作図 一式

制御システム図 一式

試験成績書 一式

機器・配管固定の施工図 一式

6) 工事概要書

③ 電子納品

1) 本工事の提出書類のうち完成図（施工図を除く。）を電子納品の対象とし、電子データを納品する。なお、完成図の作成にあたっては、次の規定に従うものとする。

i) 建築工事においては、「建築工事設計図書作成基準（令和 2 年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」第 1 章総則第 2 項適用範囲において「建築工事の図面等の作成に適用する。」とした記載内容のうち、「図面等」を「完成図（施工図、施工計画書を除く）」と読み替え準用する。

ii) 建築設備工事においては、「建築設備工事設計図書作成基準（平成 30 年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」第 1 章総則第 2 項適用において「建築設備工事の設計図書のうち、図面及び仕様書の作成に適用する。」とした記載内容のうち、「設計図書のうち、図面及び仕様書」を「完成図（施工図、施工計画書を除く。）」と読み替え準用する。

2) 電子成果品は、提出前に電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。

(6) その他

① CAD データの貸与

本工事の設計図 CAD データを貸与する。

② 適用基準等

本現場説明書、特記仕様書等で適用することとされた基準等のうち、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した基準類は、次の URL による。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

その他のガイドライン等は、それぞれ次の URL による。

- ・ 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html

- ・ 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/pdf/gaido1.pdf>

- ・ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/r2bp.pdf>

- ・ セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kurom/pdf/siken.pdf>

③ 工事实績情報の登録

工事实績情報を（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録する。ただし、工事請負代金額（税込）が 5 0 0 万円未満の場合を除く。

また、工事实績情報システムにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法は、「メール送信による提出」とする。